

○申込み・利用手続きの流れ

申込み

※P.5 参照

受付場所	各区役所支援課または第1希望認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所
締切	利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）
有効期限	平成30年3月利用調整（選考）時まで有効となります。

※ 郵送による申込みや、支所・市民の窓口での受付は行っておりません。
 ※ お住まいの区以外の管轄保育施設も申込みできます。
 ※ 申込内容について電話、家庭訪問等により確認する場合があります。
 ※ 保育内容や費用負担等（追加負担や実費負担など）については、各保育施設にお問い合わせください。
 ※平成30年4月からの利用希望の場合は、別途申込みが必要となり、平成30年度用の「保育施設利用のてびき」については、平成29年10月から各区役所支援課窓口や各保育施設等で配布する予定です。

面接

※P.7 参照

対象	児童および保護者 ※ 面接を受けていない方は、内定を受けることができません。
場所	第1希望の保育施設
日時	申込み後、保護者から保育施設に連絡の上、日時を決定してください。

支給認定 ※P.2 参照

※保育施設の利用については、この認定を受けた方の中から利用調整（選考）を実施します。
 ※認定証の交付は、利用調整（選考）結果の通知と同時にあります。

利用調整（選考） ※P.11 参照

※利用可能人数を超えて申込みがあった場合は利用調整（選考）を行います。

利用調整(選考)結果

※P.11 参照

利用希望月の前月下旬ごろ、保護者宛てに利用調整（選考）結果を郵送します。

内定となった方	○利用内定通知書を確認の上、必要な手続きをお願いします。 ○利用を辞退される場合は、お早めにご連絡ください。
内定とならなかった方	○利用調整結果通知書を申込み初回のみ発送します。それ以降は利用が内定した <u>場合に利用内定通知書を発送します。</u> ※利用調整の結果通知後、内定者の辞退等により空きができた場合、優先順位の高い方から順に利用をご案内します。 ○利用申込書の有効期限は、平成30年3月利用調整（選考）時までです。 ○保護者や児童状況等申込内容に変更がある場合は、「申込内容変更届」および関係書類を提出してください。 ○利用可能枠が生じた場合は、利用調整（選考）を実施し、保育指数の高い方から順次内定となります。

○保育施設とは

施設名	施設内容
認可保育所	就労や病気などの理由により家庭で児童の保育（養護・教育）ができないとき、家庭に代わって保育を実施するほか、地域の子育て支援も行う児童福祉施設です。
認定こども園	就学前の児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援も行う施設です。
小規模保育事業所	0～2歳児クラスの児童で少人数（定員6人以上19人以下）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
事業所内保育事業所	企業が設置する保育施設などで、従業員の子どもと地域の児童と一緒に保育します。

○支給認定

保育施設の利用を希望する場合には、「保育が必要なこと」（保育の必要性）について、市から認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」は、提出いただいた添付書類等に基づき、以下の内容をもって認定され、認定を受けた方には支給認定証が交付されます。

- ・児童一人ひとりの年齢（1・2・3号とし、3区分に分類します。）
- ・保育が必要な事由
- ・保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間。最長11時間か8時間かの2区分になります。）
- ・施設利用が可能な期間

年齢区分	認定区分	施設利用可能時間	利用が可能となる施設・事業（原則）
満3歳以上	1号認定	一律	認定こども園・幼稚園
	2号認定	最長11時間または8時間	認定こども園・認可保育所
満3歳未満	3号認定	最長11時間または8時間	認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

■利用の事由と利用期間

利用の対象となる児童は、その保護者が次のいずれかの事由にある場合です。

	利用事由	事由内容	利用期間
1	就労	保護者が毎月16日以上かつ64時間以上労働していること。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で保育を必要とする期間 ※育児休業取得中の方は、利用を開始した月の翌月内に復職することが条件となります。 ※産前産後休暇取得中の方は、出産日から8週を経過した日にさらに2か月を加えた日までに復職することが条件となります。
2	妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと。	出産予定日の属する月の前月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で、疾病・障害のため保育を必要とする期間
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時（注）介護・看護していること。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で、介護・看護のため保育を必要とする期間
5	災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事（注）していること。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で保育を必要とする期間
6	求職活動	保護者が求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	利用を開始した日から2か月間
7	就学	保護者が学校または職業訓練校に在学（注）していること。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で保育を必要とする期間
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で保育を必要とする期間
9	その他	1～8に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの。	利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で保育を必要とする期間

（注）保育を必要とする頻度は、就労の「事由内容」を準用します。

〔保育施設を利用している方で、利用開始後に下の子の育児休業を取得した場合〕

保育施設を利用している児童の保護者が、その下の子を対象として育児休業を取得した場合でも継続して保育施設を利用することができます。ただし、以下の場合は、継続して利用することができなくなります。

- ・育児休業中に退職した場合

2か月以内に保育施設を利用する事由を満たす必要があります。

- ・育児休業で継続中に、保育施設が変わった場合（乳幼児保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、定期保育の卒園児を除く。）

保育施設が変わった月の翌月内に復職する必要があります。

■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）

保育の必要量は、利用事由および就労等の状況に応じて、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの区分に分類されます。区分ごとに、保育時間や利用者負担額が変わります。

〔「保育標準時間」と「保育短時間」の分類〕

利用事由	区 分
1 就労、4 介護・看護、7 就学	1 か月当たりの就労等の時間により区分 ・ 120時間以上 → 「保育標準時間」 ・ 64時間以上120時間未満 → 「保育短時間」 ※産前産後休暇取得中の方は「保育標準時間」、 育児休業取得中の方は「保育短時間」となります。
2 妊娠・出産、3 疾病・障害、5 災害復旧	原則として「保育標準時間」
6 求職活動	「保育短時間」

※利用可能時間を超える時間帯については、時間外保育の扱いとなります。

保育標準時間	時間外保育	1日の利用可能時間（＝最長11時間）	時間外保育
--------	-------	--------------------	-------

保育短時間	時間外保育	時間外保育	1日の利用可能時間（＝最長8時間）	時間外保育	時間外保育
-------	-------	-------	-------------------	-------	-------

■保育施設利用時間と時間外保育利用料（休日・祝日・年末年始を除く）

公立保育園	<p>○開所時間 月～金曜日 午前7時30分から午後7時30分まで （大宮、浦和中央、常盤、白幡保育園は、午後8時30分まで） 土曜日 午前7時30分から午後2時30分まで</p> <p>○利用時間（月～金曜日） 保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで（最長11時間） 保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで（最長8時間）</p> <p>○時間外保育時間および時間外保育利用料</p> <div style="text-align: center;"> <p>7:30 8:30 16:30 18:30 19:30 20:30</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">B</td> <td style="width: 50%;">A</td> <td style="width: 10%;">B</td> <td style="width: 10%;">C</td> <td style="width: 10%;">D</td> </tr> </table> </div> <p>時間外保育利用料（月単位）＝上図の時間帯に対応する下表の負担額の合計</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準時間の方</td> <td>通常の利用時間内</td> <td>通常の利用時間内</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>短時間の方</td> <td>通常の利用時間内</td> <td>※1</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：属する階層区分における、「標準時間の利用者負担額」－「短時間の利用者負担額」 (例) 第5階層で3歳未満の場合 12,500円－12,200円＝300円（P.11 参照） ※2：日単位（スポット）も実施しております。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。</p>	B	A	B	C	D		A	B	C	D	標準時間の方	通常の利用時間内	通常の利用時間内	3,000円	3,000円	短時間の方	通常の利用時間内	※1	3,000円	3,000円
	B	A	B	C	D																
	A	B	C	D																	
標準時間の方	通常の利用時間内	通常の利用時間内	3,000円	3,000円																	
短時間の方	通常の利用時間内	※1	3,000円	3,000円																	
公立保育園以外	<p>各保育施設で保育標準時間および保育短時間の利用時間を設定しています。 ※各保育施設の開所時間、時間外保育時間および時間外保育利用料については、P.25～73 をご覧ください。</p>																				

○利用申込みについて

■申込みに必要な書類 ※所定の用紙をご使用ください。

<input type="checkbox"/>	1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書／保育施設利用申込書		
<input type="checkbox"/>	2	個人番号（マイナンバー）申告書		
<input type="checkbox"/>	3	こどもの記録		
<input type="checkbox"/>	4	祖父母の状況および別居かつ生計同一の兄弟姉妹の有無について		
5 保育を必要とする事由を証明する書類				
<input type="checkbox"/>	① 就労	勤務（稼働）証明書（締切日から3か月以内に発行されたもの） ※採用予定の勤務証明書を提出する場合は、あわせて求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書もご提出ください。また、勤務開始後に、稼働中である証明書を再提出する必要があります。 ※自営業者の方・不規則勤務の方は勤務状況がわかる書類もあわせてご提出ください。（詳細は支援課へご相談ください。）		
<input type="checkbox"/>	② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）		
<input type="checkbox"/>	③ 疾病	医師の診断書（保育困難であることが明記されているもの）等 ※診断書を取得する前に、必ず支援課へご相談ください。	提出対象者 保護者および65歳未満の同居の祖父母	
<input type="checkbox"/>	④ 障害	障害者手帳の写し		
<input type="checkbox"/>	⑤ 介護	申立書、介護保険証の写しおよびケアプラン		
<input type="checkbox"/>	⑥ 看護	申立書および関係書類（医師の診断書、障害者手帳の写し） ※診断書を取得する前に、必ず支援課へご相談ください。		
<input type="checkbox"/>	⑦ 災害復旧	り災証明書の写し		
<input type="checkbox"/>	⑧ 求職活動	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書		
<input type="checkbox"/>	⑨ 就学	在学証明書または合格通知書、授業のカリキュラム表		
<input type="checkbox"/>	⑩ その他	支援課へご相談ください。		
6 平成28年度（H27.1.1～H27.12.31分）の市区町村民税額・所得・控除内容がわかるもの				
<input type="checkbox"/>	① H28.1.1 現在、さいたま市に居住していた方	「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」の②「税情報等の提供に当たっての同意署名欄」に署名押印いただける方は、書類を提出する必要はありません。		提出対象者 保護者および同居の祖父母
<input type="checkbox"/>	② H28.1.1 現在さいたま市に居住していなかった方	平成28年度市区町村民税所得証明書（市区町村民税額・所得・控除内容の記載が必要）※H28.1.1 現在居住していた市区町村で発行		
7 平成29年度（H28.1.1～H28.12.31分）の市区町村民税額・所得・控除内容がわかるもの ※9月以降の利用者負担額算定に必要となります。				
<input type="checkbox"/>	① H29.1.1 現在、さいたま市に居住していた方	「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」の②「税情報等の提供に当たっての同意署名欄」に署名押印いただける方は、書類を提出する必要はありません。	提出対象者 保護者および同居の祖父母	
<input type="checkbox"/>	② H29.1.1 現在、さいたま市に居住していなかった方	平成29年度市区町村民税所得証明書（市区町村民税額・所得・控除内容の記載が必要）※H29.1.1 現在居住していた市区町村で発行		

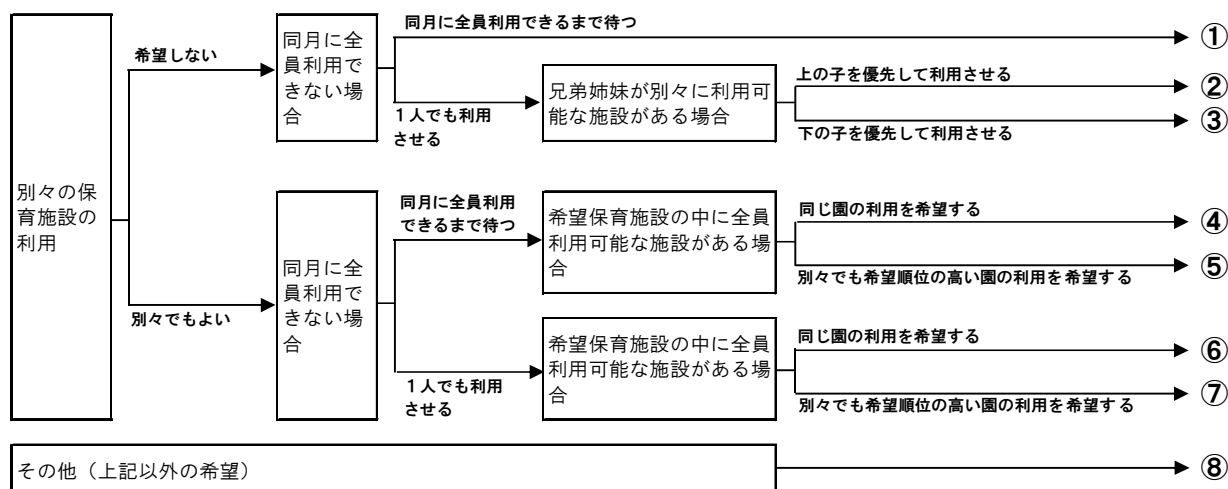
8 その他			
<input type="checkbox"/>	① 生活保護受給中の場合	生活保護受給証明書 ※各区福祉課で発行	提出対象者 保護者および同居の該当者全員
<input type="checkbox"/>	② H28.1.1 現在（9月以降利用の場合はH29.1.1 現在）、海外在住の方	支援課へご相談ください。	
<input type="checkbox"/>	③ 中国残留邦人等の支援給付受給中の場合	支援給付受給証明書 ※各区福祉課で発行	
<input type="checkbox"/>	④ 離婚・未婚等による配偶者の不在	戸籍謄本、児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書の写しまたはひとり親家庭等医療費受給資格証の写し等	
<input type="checkbox"/>	⑤ 別居等による不在	支援課へご相談ください。	
<input type="checkbox"/>	⑥ 介護・看護対象以外の同居者で障害のある方がいる場合	障害者手帳の写し 等	
<input type="checkbox"/>	⑦ さいたま市内の認可保育所、認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業所を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得するのに伴い、自主的に退所した児童の再利用申込みおよび兄弟姉妹の同時申込み	保育施設等利用解除決定通知または退所届の写し 等	
<input type="checkbox"/>	⑧ 兄弟姉妹に幼稚園・療育施設に在園中の児童がいる場合	H29.4.1 以降の在園証明書・障害児施設受給者証 等 ※各園で発行	
<input type="checkbox"/>	⑨ 出産予定がある場合	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）	
<input type="checkbox"/>	⑩ 保護者が保育士・保育教諭で、市内の保育施設に勤務中または採用予定の場合	支援課へご相談ください。	

- ※ 利用希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）が提出期限となります。
- ※ 提出後に記載内容の変更等があった場合は、変更後の書類を再提出してください。
- ※ 上記以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 利用申込み書類について、記載事項に虚偽のあった場合には申請および申込みが無効となります。

■兄弟姉妹同時申込時の意向について

保育施設利用申込書の「兄弟姉妹同時申込時の希望」は、兄弟姉妹同時申込者の場合、利用調整（選考）をする上で重要となりますので、希望の記載に間違いが無いようにお願いします。

なお、「兄弟姉妹同時申込時の希望」について不明な点がありましたら申込時に確認してください。



■面接の実施

利用申込みをされた児童の健康・発育状況を把握するため、第1希望の保育施設において30分程度の面接を行います。申込み後、保育施設に直接連絡の上、日時を決定してください。

なお、児童の発達状況などをより理解するために、後日、実際に保育施設での生活を体験していただく場合がありますのでご了承ください。対象となる方には支援課から連絡します。

※ 面接を受けていない方は、内定を受けることができません。

■児童の発達に心配がある場合

保育施設の利用を希望される方で児童の発達に心配がある場合は、お早めに各区役所支援課児童福祉係にご相談ください。

■食物アレルギー対応について

食物アレルギー対応を実施しておりますが、対応方法については、事前に希望される保育施設にお問い合わせください。

■ならし保育

保育施設の利用を開始した児童が、集団生活に慣れるまでには、日数がかかる場合があります。児童の状況に即した保育時間を設定することもありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み内容の変更

申込み後に、保育を必要とする事由や児童の保育状況等、何らかの変更が生じた場合は、以下の書類を必ず提出してください。期限内に提出された場合、保育指数を変更することができます。

なお、申込み内容に変更があって届け出がないまま内定した場合、内定が取消しになる場合があります。

変更の内容		必要書類
①希望する保育施設を変更、または追加する場合		申込内容変更届（所定用紙、以下同じ）
②勤務先、勤務時間、勤務日数等を変更した場合		申込内容変更届、勤務（稼働）証明書（変更後のもの）
③求職中の方が、実際に仕事を始めた場合、または仕事が内定した場合		申込内容変更届、勤務（稼働）証明書（勤務開始後のもの）
④採用（内定）予定等の方が、実際に仕事を始めた場合		申込内容変更届、勤務（稼働）証明書（勤務開始後のもの）
⑤仕事を辞めた場合		申込内容変更届、求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書等
⑥育児休業中の方が就労を開始した場合、または育児休業期間を延長した場合		申込内容変更届、勤務（稼働）証明書（育休から復帰後または育休延長後のもの）
⑦児童の保育状況（預け先）に変更があった場合		申込内容変更届
⑧住所の変更があった場合		申込内容変更届
⑨家族構成に変更があった場合	結 婚	申込内容変更届、配偶者の保育を必要とする事由を証する書類、配偶者の所得証明書
	離 婚	申込内容変更届、戸籍謄本（写し）または離婚の受理証明書（写し）
	同居・別居	※各区役所支援課へご相談ください。
	出 産	申込内容変更届
	死 亡	申込内容変更届
⑩税額（住民税）に変更があった場合		市区町村民税所得証明書
⑪利用申込み後、利用の意思がなくなった場合		取下書（各区役所支援課へお申し出ください。）
⑫保育を必要とする事由に変更があった場合		変更後の事由を証する書類
⑬上記以外の変更の場合		※各区役所支援課へご相談ください。

申込内容に変更があった場合の提出期限について

利用開始希望月の前月10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

記入例

様式第1号(第3条関係)

平成29年度 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

(宛先) さいたま市

申請日 平成29年 4月 10日

主たる生計者のお名前をご記入ください。

保 申 護 請	住 所	〒338-0001 さいたま市中央区上落合〇-〇-〇-101
氏 名	生年月日	埼玉 仁志夫 昭和49年 3月 5日生
連 絡 先	自宅 (048 - □□□ - 〇〇〇〇)	
	携帯等① (090 - ×××× - ■■■■)	【父・母・()】
	携帯等② (090 - △△△△ - ●●●●)	【父・母・()】

次のとおり、施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費および特例地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前の児童		続 柄	支給認定証番	※既に支給認定を受けている場合のみ記入してください
フリガナ	サイタマ ヒカル	子	号	
氏 名	埼玉 光	男	障害手帳の有無	生年月日
		女	有・無	平成28年 4月 26日生
保育の希望の有無 (該当する方に○)	<input checked="" type="radio"/> 有 保護者の労働または疾病等の理由により、保育施設の利用を希望される場合 (幼稚園等と併願の場合も含む)			
(※)下記参照	<input type="radio"/> 無 幼稚園等の利用を希望する場合(保育施設と併願は除く)			

障害手帳の有無について○を付けてください。

(※) ・「保育施設」とは、認定こども園(保育部分)、保育所、地域型保育(小規模保育、家庭保育、事業所内保育)をいいます。(以下同じ)
・「幼稚園等」とは、認定こども園(教育部分)、幼稚園をいいます。

① 世帯の状況

児童の同居者(同一家庭に居住している方)	(フリガナ)氏名	申込児童との続柄 (生計中心者)	生年月日	保育を必要とする理由等 (該)				障害手帳の有無				
				1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため		5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()
同居者	サイタマ ニシオ	父	昭和 49・3・5	1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため	5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	埼玉 仁志夫											
同居者	サイタマ ウラノ	母	昭和 50・1・20	1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため	5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	埼玉 浦乃											
同居者	サイタマ ミドリ	姉	平成 19・3・29	1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため	5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	埼玉 緑											
同居者	サイタマ サクラ	姉	平成 24・1・10	1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため	5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	埼玉 桜											
同居者	サイタマ ミナミ	祖母	昭和 19・10・19	1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため	5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	埼玉 南											
同居者	生			1. 就労のため	2. 妊娠・出産のため	3. 疾病・障害のため	4. 災害復旧のため	5. 同居の親族の介護・看護のため	6. 就学のため(小学5年生)	7. 求職中のため	8. その他()	有・無

平成29年4月の学年をご記入ください。

同居者全員の氏名をご記入ください。

保護者および同居の祖父母の氏名をご記入ください。

② 税情報等

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(①に記入を頂いた者の情報を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額(保育料)について、市から特定...施設等(児童が利用決定した保育施設等のみ)に対し通知することに同意します。

同意確認年月日 平成29年 4月 10日 同意確認年月日 平成29年 4月 10日

同意者氏名 埼玉 仁志夫 同意者氏名 埼玉 浦乃

同意確認年月日 平成29年 4月 10日 同意者氏名 埼玉 南

同意者氏名 埼玉 南

忘れずに押印してください。

保育施設利用申込書

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

申込日 平成 29 年 4 月 10 日

支給認定申請書と同じ をすれば記入不要

保護者 申込者 住所 氏名

次のとおり、保育施設の利用希望がありますので申し込みます。

利用を希望する児童 フリガナ サイタマ ヒカル 生年月日 平成 28.4.26 利用希望保育施設 第1希望 A保育園 第2希望 B保育園 第3希望 C認定こども園 第4希望以降 ④D保育室 ⑤E保育所

児童の送迎予定 送迎者氏名 埼玉 浦乃 続柄 母 送迎方法 自転車 父の状況 母の状況 事業所名 就学先名 勤務地 就学地 移動手段 連絡先 勤務時間 病気・障害名 状況 病院施設名 介護・看護を受ける人 病気・障害名 要介護度 状況 通所・通院 理由 発生時期 出産 産休 育休

※該当するところには○を必ず記入してください。

単身赴任中の方は、あわせて「単身赴任中」とご記入ください。

自宅から最寄駅または勤務地(就学地)までの移動手段をご記入ください。

病気・障害や介護・看護が理由で保育施設の利用を希望する場合にご記入ください。

妊娠・産休・育休中の方は、必ず状況をご記入ください。

兄弟姉妹同時に申込みをされる場合は、その利用希望形態について必ず該当する番号をご記入ください。

1 保育園等に預けている ※こちらから在園を確認する場合があります [認可保育園 小規模保育事業所 ナーサリールーム 家庭保育室 無認可保育園 事業所内保育施設 幼稚園 その他()] 2 保護者が保育している (父・母) 保育場所 [自宅 勤務先 その他()] 3 保護者以外の人が保育している 保育者 [祖父母 (父方・母方) その他の親族(続柄)] 4 その他の状況()

※保育施設利用申込書については福祉事務所において職場に確認するなど、内容を調査する事があります。 ※記載事項に虚偽があった場合には申込みが無効になります。

受付日 受付園 面接 申請入力 入所入力 兄弟姉妹在・同

○利用調整（選考）

■利用調整（選考）の方法について

利用を希望する保育施設の利用可能人数を超えて申込みがあった場合は、保護者の勤務日数や勤務時間、現在の児童の保育状況等により保育指数を決定し、その保育指数の高い方から利用が内定します。したがって、申込み多数の場合には、利用調整（選考）の結果、希望に添えず利用できないことがあります。申込み順や抽選によるものではありません。

なお、申込みに必要な書類の提出がない場合は、保育指数の一部が加算されませんのであらかじめご承知おきください。

また、利用調整（選考）における年齢は、平成29年4月1日時点の年齢となります。

○利用調整（選考）結果

■利用調整（選考）結果について

利用調整（選考）の結果は、保護者宛に通知します。

利用調整（選考）の結果、内定となった場合には利用内定通知書を、内定とならなかった場合には利用調整結果通知書を、利用希望月の前月下旬ごろに発送します。

■内定について

利用内定通知書を発送します。必要な手続きをお願いします。

なお、認可保育所以外の保育施設については、利用あっせんとなるので、直接各保育施設へ連絡し契約手続きをしてください。

■内定のご案内ができなかった場合について

利用調整結果通知書を発送します。通知発送は申込み初回のみとなり、それ以降は利用が内定したときとなります。申込書の有効期限は、平成30年3月利用調整（選考）までとなります。

※利用調整の結果通知後、内定者の辞退等により空きができた場合、優先順位の高い方から順に利用をご案内します。

■内定の辞退について

内定となった保育施設の利用を辞退する場合は、早急に区役所支援課にご連絡の上、速やかに取下書を提出してください。その際、次回以降に申込みを継続する場合は、希望施設について再度検討し申込内容変更届をあわせて提出してください。

内定となった保育施設を辞退されますと、他の保護者へのご案内が出来ず、また、保育施設に空きが発生するなど様々な影響がありますので、通所可能な施設を希望していただくようお願いいたします。